（１）飲酒・喫煙の指導に生かす

未成年の飲酒・喫煙は法律で禁止されており，児童生徒には絶対に許されない行為であることを指導する必要がある。また，事情を承知の上で親権者や監督すべき立場にある人が，未成年の飲酒・喫煙を放置すると法律によって処罰されることが定められており，当然のことながら，教職員も飲酒・喫煙の防止について指導する責任がある。

総務庁が，平成 13 年にまとめた「青少年とタバコ等に関する調査研究報告書」によると，過去 1 年間にタバコを吸ったことがある少年は，高校生男子の 24．4%を最高に，中学生・高校生の男女全体で 14．3%，また，過去 1 年間に酒類を飲んだことのある少年は，中学生で 45．2%，高校生で 70．6%に達している。（平成 13 年版「警察白書」）

わが国では日常的に大人の飲酒・喫煙を見る機会も多く，興味本位で経験する生徒も多いと考えられる。例えば，祭的行事のなかで，親がすすめるケースも考えられるし，友だちどうしでの夜遊びや外泊は飲酒・喫煙の温床でもある。

学校では，保健体育や学級活動の時間での指導をはじめ，薬物乱用防止教室，長期休業前の生活指導，保護者への地域懇談会での啓発などの取組みをすすめている。保健体育等の授業で喫煙で汚れた肺のビデオを見せたりすることは，科学的な認識を育成する上で有効だと思われる。

しかし，知識の注入や禁止事項の指導だけでは，「見つからなければよい」というような意識を払拭するには限界がある。そこで，即効性はなくても，児童生徒に生き方を考えさせることによって防止する方法も考えていく必要がある。「道徳の時間」では「節度，節制」や「遵法」の内容項目から，飲酒・喫煙を指導することも考えられるが，禁止事項の指導だけでは，「道徳の時間」以外の場での指導と変わらない。

児童生徒の心情を揺さぶるには「自主自律の精神」や「自分を見つめた充実した生き方の追求」あるいは「断る勇気」や「誘惑に負けない強い意志」などの内容項目から指導する方法などを検討してほしい。